

原動機付自転車等の所有者関係情報に関する照会に対する粕屋町の対応について

	刑事訴訟法第 197 条第 2 項の規定に基づく照会	道路交通法第 51 条の 5 第 2 項の規定に基づく照会
概要	軽自動車の課税に関して本町が保有している道路運送車両法上の原動機付自転車及び小型特殊自動車(以下「原動機付自転車等」という。)に係る所有者関係情報について、犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第 2 項に基づく照会を受けた場合の取扱いについて	軽自動車の課税に関して本町が保有している道路運送車両法上の原動機付自転車及び小型特殊自動車(以下「原動機付自転車等」という。)に係る所有者関係情報について、各都道府県公安委員会が道路交通法第 51 条の 4 第 4 項の規定の施行にあたり、放置駐車違反車両の使用者を特定するために、同法第 51 条の 5 第 2 項の規定に基づく照会を受けた場合の取扱いについて
趣旨	原動機付自転車等の所有者関係情報の照会があった場合には、これらの事項は税務行政上の必要性から把握しているものであることから、一般にこれに応ずることは適当でないものと考えられるが、犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第 197 条第 2 項の規定に基づく照会については、その公共性及び緊急性を考慮し、犯罪捜査の必要性という観点から所有者関係情報の提供に応じるものとする。	原動機付自転車等の所有者関係情報の照会があった場合には、これらの事項は税務行政上の必要性から把握しているものであることから、一般にこれに応ずることは適当でないものと考えられるが、放置駐車違反車両の使用者に対し、各都道府県公安委員会が道路交通法第 51 条の 4 第 4 項の規定の施行にあたり、放置駐車違反車両の使用者を特定するために、同法第 51 条の 5 第 2 項の規定に基づく照会については、その公共性を考慮し、所有者関係情報の提供に応じるものとする。
利用目的	本町が「軽自動車税申告書兼標識交付申請書」の届出に基づき交付した標識番号(ナンバープレート)を付けた、又は届出のあった車台番号の原動機付自転車等が、刑事訴訟法第 189 条第 2 項の規定に基づき、犯罪があると思料し、犯人及び証拠を捜査するにあたり、原動機付自転車等の使用者を特定するために、目的外利用の提供を受けようとする捜査機関にとって、当該求められた方法以外に情報を入手する方法がないと町長が認めるとき。	本町が「軽自動車税申告書兼標識交付申請書」の届出に基づき交付した標識番号(ナンバープレート)を付けた、又は届出のあった車台番号の原動機付自転車等が、道路交通法第 51 条の 4 第 4 項の規定の施行にあたり、放置駐車違反車両の使用者を特定するために、目的外利用の提供を受けようとする各都道府県公安委員会にとって、当該求められた方法以外に情報を入手する方法がないと町長が認めるとき。
利用対象となる情報の収集手段	司法警察職員書類基本書式例において定められた書式(捜査関係事項照会書)により、照会事項として記載される当該原動機付自転車等の標識番号又は車台番号による。	各都道府県公安委員会から、道路交通法第 51 条の 4 第 4 項の規定の施行のために、照会事項として記載される当該原動機付自転車等の標識番号又は車台番号による。
提供する情報	(1) 所有者の住所、氏名及び生年月日 (2) 主たる定置場 (3) 標識番号 (4) 車名、車台番号及び排気量 (5) 届出年月日 以上のうち、捜査に必要な情報を確認できたものだけを提供する。また、(1)から(5)以外の情報については、町長が特に必要と認めない限り原則として提供しない。	(1) 所有者の住所、氏名及び生年月日 (2) 主たる定置場 (3) 標識番号 (4) 車名、車台番号及び排気量 (5) 届出年月日 以上のうち、放置駐車違反に必要な情報を確認できたものだけを提供する。また、(1)から(5)以外の情報については、町長が特に必要と認めない限り原則として提供しない。
提供の適否の判断	個人情報管理責任者である税務課長とする。	個人情報管理責任者である税務課長とする。
文書の管理	この照会により回答した文書の保存期間は、粕屋町文書管理規程による期間とする。	この照会により回答した文書の保存期間は、粕屋町文書管理規程による期間とする。